本文中「及び構造計算概要書」を削る。

第一号中「構造計算書を別表第一、構造計算概要書を別記第一号様式」を「別表第一」に改め、第二号中「構造計算書を別表第二、構造計算概要書を別記第一号様式」を「別表第二」に改める。

別表第一(一)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表第一中「（構造計算概要書を含む。）」を削る。

別表第二(一)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表第二中「（構造計算概要書を含む。）」を削る。

別記第一号様式を削る。

（建築基準法施行令第八十一条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によりテント倉庫建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部改正）

第八条　建築基準法施行令第八十一条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によりテント倉庫建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百二十九号）の一部を次のように改正する。

本文中「定め、構造計算概要書を別記第一号様式に」を削る。

別表(一)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表中「（構造計算概要書を含む。）」を削る。

別記第一号様式を削る。

（建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ又は同条第二項第二号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部改正）

第九条　建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ又は同条第二項第二号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百三十号）の一部を次のように改正する。

本文中「及び構造計算概要書」を削る。

第一号中「構造計算書を別表第一、構造計算概要書を別記第一号様式」を「別表第一」に改め、第二号中「構造計算書を別表第二、構造計算概要書を別記第一号様式」を「別表第二」に改める。

別表第一(一)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表第一中「（構造計算概要書を含む。）」を削る。

別表第二(一)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表第二中「（構造計算概要書を含む。）」を削る。

別記第一号様式を削る。

（建築基準法施行令第八十一条第二項第一号ロの規定に基づきエネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部改正）

第十条　建築基準法施行令第八十一条第二項第一号ロの規定に基づきエネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百三十一号）の一部を次のように改正する。

本文中「定め、構造計算概要書を別記第一号様式に」を削る。

別表(一)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

（確認審査等に関する指針の一部改正）

第十一条　確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一、第二項第五号及び第六号中「構造計算概要書」を「構造計算書」に改め、同第四項第二号中「及び構造計算概要書」を削り、「証明書の写しの記載事項と整合していることを確かめることを要しない」を「この限りでない」に改める。

別表(一)の項中

構造計算概要書	平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第一号様式による構造計算概要書（以下この表において単に「構造計算概要書」という。）に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。

を

各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。
	構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記された図書相互において整合していること。

に改める。

別表(二)の項中「限界耐力計算」の下に「により安全性」を加え、

構造計算概要書	平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第二号様式による構造計算概要書（以下この項において単に「構造計算概要書」という。）に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。
	構造計算概要書に記載すべき事項が明記されており、それらが適切であること。

を

各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、形状、寸法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法が明記された図書相互において整合していること。
	構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別が明記された図書相互において整合していること。

に改める。